

術科指導職者の選考及び解除に関する規程の制定について

平成18年3月7日
例規(教)第7号
警察本部長

[沿革] 平成19年3月例規(警)第34号 令和2年3月例規(教)第10号
令和4年1月例規(教)第2号

各部長・参事官・所属長

見出しの規程を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、術科指導職資格者選考規程の制定について(昭和58年例規(教)第27号)は、廃止する。

別添

術科指導職者の選考及び解除に関する規程

1 趣旨

この規程は、術科指導職者の選考及び解除に関し必要な事項を定めるものとする。

2 種目及び職名

(1) 柔道、剣道及び逮捕術の術科指導職者

首席師範、副首席師範、師範、教師及び助教とする。

(2) 拳銃の術科指導職者

師範、教師及び助教とする。

3 資格要件

術科指導職者資格要件(別表)のとおりとする。ただし、本部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 選考及び解除

術科指導職者の選考及び解除は、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)が警務部警務課長と合議の上本部長に上申し、本部長が承認するものとする。

5 名簿の管理等

教養課長は、術科指導職者名簿(別記様式)により術科指導職者を管理し、選考又は解除された教師及び助教については、関係所属長に通知するものとする。

以下別記様式等省略